

甲州市ふるさと納税年末年始の取扱いについて

年末年始における休業中の取扱いについて	平成 30 年 12 月 28 日（金）午後 5 時 15 分の業務終了後から平成 31 年 1 月 3 日（木）までの寄附申込みについては、原則として、平成 31 年 1 月 4 日（金）以降の受付となります。（ただし、クレジットカード決済で寄附される場合を除きます。）この場合、平成 31 年分確定申告（平成 32 年 2 月から 3 月）の税額控除としてご利用いただくこととなります。また、上記期間における問い合わせ等についても、平成 30 年 1 月 4 日（木）以降の対応となりますので、併せてご承知ください。
納付書払（ゆうちょ銀行）	平成 30 年 12 月 16 日（日）午後 8 時 00 分申込み受付分までを平成 30 年分として取り扱います。なお、平成 30 年分として寄附受納証明書を発行するには、金融機関における平成 30 年の最終営業日までに払い込みをいただく必要があります。（領収日は金融機関での払込日となります。）なお、払込取扱票は市役所閉庁期間（平成 30 年 12 月 28 日（金）の業務終了後から平成 31 年 1 月 3 日（木）まで）に送付することは出来ませんのでご注意ください。
クレジットカード決済	平成 30 年 12 月 31 日（月）までにクレジットカードで決済いただいた分を平成 30 年分として受付いたします。お申込みが平成 30 年 12 月 31 日（月）までにお済みの場合でも、決済日時が平成 31 年 1 月 1 日（火）以降となります場合は、平成 30 年分としての寄附受納証明書を発行することが出来ません。なお、寄附受納証明書に記載する領収日は、クレジットカードでの処理日（カード利用日）となりますので、寄付者様のカード引き落とし日とは扱いが異なりますのでご注意ください。
甲州市の銀行口座へ振込み	平成 30 年 12 月 14 日（金）午後 5 時 15 分申込み受付分までを平成 30 年分として取り扱います。平成 30 年分として寄附受納証明書を発行するには、金融機関における平成 30 年の最終営業日までに払い込みをいただく必要があります。（領収日は金融機関での払込日となります。）
現金書留	平成 30 年 12 月 31 日（月）の消印までを平成 30 年分として受付いたします。
ドコモケータイ払い auかんたん決済	平成 30 年 12 月 31 日（月）までに決済いただいた分を平成 30 年分として受付いたします。お申込みが平成 30 年 12 月 31 日（月）までにお済みの場合でも、決済日時が平成 31 年 1 月 1 日（火）以降となります場合は、平成 30 年分としての寄附受納証明書を発行することが出来ません。
コンビニ決済	平成 30 年 12 月 31 日（月）までにコンビニ窓口で決済いただいた分を平成 30 年分として受付いたします。お申込みが平成 30 年 12 月 31 日（月）までにお済みの場合でも、決済日時が平成 31 年 1 月 1 日（火）以降となります場合は、平成 30 年分としての寄附受納証明書を発行することが出来ません。
ペイジー決済 Amazon Pay 決済	平成 30 年 12 月 31 日（月）までに決済いただいた分を平成 30 年分として受付いたします。お申込みが平成 30 年 12 月 31 日（月）までにお済みの場合でも、決済日時が平成 31 年 1 月 1 日（火）以降となります場合は、平成 30 年分としての寄附受納証明書を発行することが出来ません。
ワンストップ特例申請をご希望の方へ	文書等の年内最終発送日は平成 30 年 12 月 28 日（金）となります。12 月 28 日以降にお申込みをされた方につきましては、最短でも平成 31 年 1 月 4 日（金）の発送となります。その場合、申請が間に合わない可能性がありますので、以下より申請書のダウンロードを行い、甲州市役所までご郵送ください。平成 30 年ご寄付分のワンストップ特例申請書の提出期限は、平成 31 年 1 月 9 日（水）【必着】となります。なお、甲州市からも年明けに特例申請書を送付させていただきますが、行き違いで既にご返信をいただいている場合には市からの申請書を破棄いただいても構いません。